

森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方財源の確保を求める意見書

地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は、我が国のみならず地球規模の重要かつ喫緊の課題となっており、森林の持つ地球温暖化の防止や国土の保全、水資源のかん養、自然環境の保持など「森林の公益的機能」に対する国民の関心と期待は大きくなっています。

また、我が国は、平成25年度以降においても、京都議定書目標達成計画に掲げられたもの（第1約束期間における温室効果ガス排出削減義務6%のうち、3.8%を森林吸収量で確保）と同等以上の取組を推進することとしています。

このような経緯も踏まえ、「地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例措置」が平成24年10月に導入されたが、使途は、CO₂排出抑制対策に限定されており、森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保については、「早急に総合的な検討を行う」との方針に止まっています。

もとより、地球温暖化防止をより確実なものとするためには、森林の整備・保全等の森林吸収源対策や豊富な自然環境が生み出す再生可能エネルギーの活用などの取組を、山村地域の市町村が主体的・総合的に実施することが不可欠であります。

しかしながら、これら市町村では、木材価格の暴落・低迷や林業従事者の高齢化、後継者不足など厳しい情勢にあり、その結果、山そのものが荒廃し、自然災害等の脅威に国民の生命財産が脅かされるといった事態が生じています。

これを再生させることとともに、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に取り組むための恒久的・安定的な財源確保を講ずることが急務であります。

よって、下記事項の実現を強く求めるものであります。

記

自然災害などの脅威から国民の生命財産を守るための森林・林業・山村対策の抜本的な強化を図ることに加え、二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、「石油石炭税の税率の特例」による税収の一定割合を森林面積に応じて譲与する仕組みの構築を強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年9月19日

五條市議会

議長交際費をお知らせします

議長交際費は、議長が五條市議会を代表して、議会運営上、特に必要と認める場合に予算の範囲内で支出する経費です。

支出にあたっては、社会通念上妥当と認められる範囲で、必要最小限になるよう努めています。

平成25年度の上半期（4月～9月）の支出状況は、次のとおりです。

☆折衝接遇経費	2件	10,000円
☆儀礼的経費	13件	128,000円
☆賛助的経費	5件	36,955円
合 計	20件	174,955円

地方税財源の充実確保を求める意見書

地方財政は、社会保障関係費などの財政需要の増加や地方税収の低迷等により、厳しい状況が続いています。

こうした中、基礎自治体である市が、住民サービスやまちづくりを安定的に行うためには、地方税財源の充実確保が不可欠であります。

よって、国におかれては、下記の事項を実現されるよう強く求めます。

記

1 地方交付税の増額による一般財源総額の確保について
(1) 地方単独事業を含めた社会保障関係費の増など地方の財政需要を、地方財政計画に的確に反映することにより、一般財源総額を確保すること。

(2) 特に地方の固有財源である地方交付税については、本来の役割である財源保障機能・財源調整機能が適切に発揮されるよう増額すること。

(3) 財源不足額については、臨時財政対策債の発行等によることなく、地方交付税の法定率の引上げにより対応すること。

(4) 依然として厳しい地域経済を活性化させる必要があることから、地方財政計画における歳出特別枠を維持すること。

(5) 地方公務員給与の引下げを前提として、平成25年度の地方交付税が削減されたが、地方の固有財源である地方交付税を国の政策誘導手段として用いることは避けること。

2 地方税源の充実確保等について

(1) 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、国と地方の税源配分を5対5とすること。

その際、地方消費税の充実など、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。

(2) 個人住民税は、その充実確保を図るとともに、「地域社会の会費」という基本的な性格を踏まえ、政策的な税額控除を導入しないこと。

(3) 固定資産税は、市町村の基幹税目であることから、その安定的確保を図ること。

特に、償却資産の根幹をなしている「機械及び装置」に対する課税等については、現行制度を堅持すること。

(4) 法人住民税は、均等割の税率を引き上げること。

(5) 自動車重量税及び自動車取得税は、代替財源を示さない限り、市町村への財源配分の仕組みを含め現行制度を堅持すること。

(6) ゴルフ場利用税は、ゴルフ場所在の市町村にとって貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

(7) 地球温暖化対策において地方自治体が果たしている役割を踏まえ、地球温暖化対策譲与税を新たに創設するなど、地方税財源を確保する仕組みを構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年9月19日

五條市議会

やまと広域環境衛生事務組合 議会の議員の選挙

本市議会から「やまと広域環境衛生事務組合」の議会に選出している3名の議員のうち1名の欠員が生じたことから、やまと広域環境衛生事務組合規約第5条第3項の規定により議員を選挙しなければならぬため、地方自治法第118条第2項の規定により指名推薦の方法で選挙を行い、益田吉博議員が当選人と決定しました。

平成25年9月定例会各議案に対する表決結果と議決結果

賛成＝○ 反対＝● 議長＝長

議案名	福塚 実	山口 耕司	吉田 雅範	川村 家廣	藤富美恵子	池上 輝雄	益田 吉博	峯林 宏政	花谷 昭典	土井 康嗣	大谷 龍雄	田原 清孝	議決結果
五條市議会議員の定数を定める条例の一部改正について【議員定数を12人とする。】	○	○	○	○	○	○	○	長	○	○	●	●	修正可決
過労死防止基本法の制定を求める意見書【地方自治法第99条の規定により関係行政庁に意見書を提出】	○	○	○	○	○	○	○	長	○	○	○	○	原案可決
大規模地震等災害対策の促進を求める意見書【地方自治法第99条の規定により関係行政庁に意見書を提出】	○	○	○	○	○	○	○	長	○	○	○	○	原案可決

(以下は、全議員賛成のもと原案のとおり承認・可決・同意した議案)

議案名	議案の概要
五條市指定管理者候補選定委員会条例の制定について	五條市指定管理者候補選定委員会を市の附属機関として位置付ける。 (公布の日から施行)
五條市都市計画税条例の制定について	本市における都市計画税に関する規定を整理するため、五條市税条例から当該規定を分離し、新たに独立した条例を制定 (平成26年1月1日から施行)
五條市起業家支援施設条例の制定について	個人、グループ又は法人の新分野への進出等を支援し、地域経済の発展及び観光振興に寄与する目的で新たに設置 (平成25年10月1日から施行)
奈良県広域消防組合の設立に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	奈良県広域消防組合の設立に伴い、関係する12条例を整理 (奈良県広域消防組合の設立の日から施行)
特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償に関する条例の一部改正について	政治倫理審査会委員及び指定管理者候補選定委員会委員の報酬及び旅費を規定 (平成25年10月1日及び公布の日から施行)
五條市税条例の一部改正について	平成25年度税制改正等に伴う延滞金率の引下げ等 (平成26年1月1日から施行)
五條市介護保険条例及び五條市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について	平成25年度税制改正に伴う延滞金割合の引下げ等 (平成26年1月1日から施行)
五條市消防本部の設置、位置及び名称に関する条例及び五條市消防署の設置、名称及び位置並びに管轄区域に関する条例の一部改正について	消防本部及び消防署の位置を五條市本町3丁目1番13号から五條市今井4丁目3番23号に改める。 (規則で定める日から施行)

議 案 名	議 案 の 概 要
五條市・十津川村消防事務委託規約の廃止について	奈良県広域消防組合の設立に伴い、五條市・十津川村消防事務委託規約を廃止 (奈良県広域消防組合の設立の日から施行)
五條市過疎地域自立促進計画の一部変更について	地域間交流事業、南和広域医療組合負担金及び伝建地区防災事業に過疎債を充当する。
新五條市まちづくり計画の一部変更について	合併特例債延長に伴う計画期間の変更及び広域ごみ処理施設整備事業に合併特例債を充当する。
平成25年度五條市一般会計補正予算(第2号)議定について	補正予算額 1億5,649万4千円(道路新設改良費、都市公園建設事業費、道路橋梁災害復旧費、鳥獣対策費等)、債務負担行為の追加、地方債の補正
平成25年度五條市介護保険特別会計補正予算(第1号)議定について	補正予算額 1,878万円 (介護保険財政調整基金積立金、償還金)
平成25年度五條市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)議定について	補正予算額 18万4千円(施設修繕料等)
平成24年度五條市各会計歳入歳出決算認定について	一般会計、国民健康保険特別会計、簡易水道特別会計、下水道事業特別会計、墓地事業特別会計、介護保険特別会計、大塔診療所特別会計、農業集落排水事業特別会計、後期高齢者医療特別会計及び水道事業会計の10会計の平成24年度歳入歳出決算を認定
五條市教育委員会委員の任命について	堀内伸起氏(現教育委員会委員)を教育委員会委員に任命することに同意 (平成25年12月21日から4年間)
五條市政治倫理審査会委員の委嘱について	石田榮仁郎氏、河田智樹氏、谷向秀喜氏、下村房夫氏、木村文夫氏、岡 伸子氏、福谷寿加代氏を政治倫理審査会委員に委嘱することに同意 (平成25年10月1日から2年間)
人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて	小松靖幸氏(現人権擁護委員)を候補者に推薦することに同意 (平成26年1月1日から3年間)
五條市議会委員会条例の一部改正について	総務文教常任委員会及び厚生建設常任委員会の委員の定数を6人に改め、その所管から「消防本部」を削除 (平成25年12月1日から施行し、消防本部を削る規定は、奈良県広域消防組合の設立の日から施行)
地方税財源の充実確保を求める意見書について	地方自治法第99条の規定により関係行政庁に意見書を提出
森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方財源の確保を求める意見書について	地方自治法第99条の規定により関係行政庁に意見書を提出
専決処分の報告について	市営住宅の明渡しに応じない者及び使用料滞納者に係る訴えの提起及び調停の報告

大規模地震等災害対策の促進を求める意見書

一昨年、東日本大震災以降、全国における地震は、それ以前とは比較にならないほど頻発し、大きな地震もしばしば発生しています。そうした中、今後の発生確率が極めて高く、甚大な被害が懸念される「首都直下地震」及び「南海トラフ巨大地震」に対しては、国を挙げて万全の対策が急務となっています。

また、日本列島は、太平洋、フィリピン海、北アメリカ、ユーラシアの4つの大きなプレートが交わる場所に位置しているため、我が国は地殻変動による地震、津波、火山噴火等の頻発する国といえます。

さらに、近年増えている局地的豪雨は地形の急しゅんとあまって土砂災害を発生させ、台風等による風水害は大規模な被害をもたらしています。

そこで、国民の生命・財産を守るため、高度経済成長期に整備された道路、橋りょう、上下水道・電気等のライフライン、港湾、河川堤防やダム等の水防・砂防設備といった社会資本の老朽化に対して、計画的な長寿命化を早期に行うとともに、総合的な防災・減災、国土の強じん化を定める基本的理念が必要と考えます。

よって、政府におかれては、以下の事項について早急な対策を講ずるよう強く要望します。

記

- 1 東日本大震災の教訓を踏まえ、防災・減災及び発災後の迅速な復旧・復興に資する事前措置を実施するための計画及び総点検等を定める「防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（衆議院で閉会中審査）の趣旨に沿い、防災・減災対策を強化すること。
- 2 発生率が極めて高いといわれる首都直下地震に対して、行政の中核機能を維持するための基盤整備のほか、木造密集地域対策や帰宅困難者対策、住民防災組織への支援強化を盛り込んだ「首都直下地震対策特別措置法」（衆議院で閉会中審査）の趣旨を踏まえ、首都直下地震対策を推進すること。
- 3 甚大な被害をもたらすおそれのある南海トラフ巨大地震について、津波避難対策の強化を要する地域を指定し、それら地域の対策強化事業の加速化に要する規制緩和及び財政上・税務上の特例を定めるよう「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律」（衆議院で閉会中審査）の趣旨を踏まえ、南海トラフ巨大地震対策に取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年9月19日

五條市議会

過労死防止基本法の制定を求める意見書

「過労死」が社会問題となり、「karoshi」が国際語となってから四半世紀がたとうとしています。過労死が労災であると認定される数は増え続けており、過労死撲滅の必要性が叫ばれて久しいですが、過労死は、「過労自殺」も含めて広がる一方で減少する気配はありません。

突然大切な肉親を失った遺族の経済的困窮や精神的悲哀は筆舌に尽くし難いものがあり、また、まじめで誠実な働き盛りの労働者が過労死・過労自殺で命を落としていくことは、我が国にとっても大きな損失と言わなければなりません。

労働基準法は、労働者に週40時間・1日8時間を超えて労働させてはならないと定め、労働者が過重な長時間労働を強いられるのを禁止して、労働者の生命と健康を保護することを目指しています。

しかし、当該規制は十分に機能していません。

昨今の雇用情勢の中、労働者は、いくら労働条件が厳しくても、使用者にその改善を申し出るのには容易ではありません。

また、個別の企業が労働条件を改善したいと考えても、厳しい企業間競争とグローバル経済の中、自社だけを改善するのは難しい面があります。

このように、個人や家族、個別企業の努力だけでは限界がある以上、国が法律を定め、総合的な対策を積極的に行っていく必要があります。

よって、国におかれては、上記の趣旨を踏まえ、下記の内容の法律（過労死防止基本法）を1日も早く制定するよう強く要望します。

記

- 1 過労死はあってはならないことを、国が宣言すること。
- 2 過労死をなくすための、国・自治体・事業主の責務を明確にすること。
- 3 国は、過労死に関する調査・研究を行うとともに総合的な対策を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年9月19日

五條市議会

議会を傍聴される方に 議案書等を貸し出します

議案書等貸出簿

貸出番号	住 所	
①	氏 名	電話番号

市議会では、議会を傍聴される方に議案書・会議予定表・報告書等を貸し出しています。

貸出しを希望される方は、本庁舎2階の議会事務局までお申し込みください。（本会議当日に先着5名の方）

“市議会だより”の写真を募集します

「市議会だよりGOJO」の表紙を飾っていただく写真を募集します。

次号の3月1日発行分に合った季節感のある写真で、市内で撮影された応募者のオリジナルの作品で、作品名とお名前・連絡先をご記入の上、応募願います。

〈応募方法〉

○郵送・持参の場合はCD等のデータ

○Eメールの場合は（gojo-shi@wonder.ocn.ne.jp）

○締切日 平成26年1月10日（金）

※ご応募いただいた写真は返却いたしません。また、謝礼もありません。

※掲載写真の著作権は作者にあり、使用権は五條市に帰属するものとします。

編集後記

本年も残すところ一か月わずかとなくなつてまいりましたが、皆様にはお変わりございませんでしょうか。

議会に関心をお寄せいただけるよう、分かりやすく、親しみやすい広報誌になるよう心掛けてまいりましたが、ご愛読いただけましたでしょうか。次号の第50号から新しいメンバーで編集を担当することになると思いますが、よりよい広報にするためにも、皆様方からのご意見、ご感想等をお寄せください。



議会広報編集委員会
委員長 大谷 龍雄
委員 田原 清孝
藤富美恵子
川村 家廣
山口 耕司
峯林 宏政
吉田 雅範

（副議長）
（議長）